

ノアサポートセンターお役立ち情報 <Vol.37>



今回のお役立ち情報は・・・

請求業務（レセプトデータ作成）にてレセプトエラーが計上された場合の対処方法についてご案内させていただきます。

今回は、お問合せの多いものの中から処方や会計に関するエラーをピックアップいたしました。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。（画面イメージはバージョンにより異なる場合があります。）

ノアメディカルシステム(株)製品をご利用のお客様向けの情報提供です。患者様への配布や、弊社ユーザー様以外の医療機関関係者のご使用は固くお断りさせていただきます。

レセプトエラーリストの対処方法（処方・会計編）

次項より、レセプトエラーリストの「エラー」及び「詳細」についてご説明いたします。

令和 7 年 7 月分 レセプトエラーリスト			
（00000000）〇〇〇〇薬局 請求年月：令和 7 年 8 月			
チェック	区分	コード	名称
☐	処方	06060601	ノア 太郎
☐	処方	25050502	ノア 花子
		エラー	詳細
		処方データ	【確認】同じ構成の剤で、計量混合・自家製剤加算の算定方法が調剤日により異なります。（7. 7. 1、7. 7.23）
		上限額区分	保険連番(00)の上限額区分が、処方入力時点から変更になっています。（7. 7.23）

ワンポイント



- 詳細に【確認】とついているエラーは、確認のうえ間違いなければ無視してください。
- 「保険連番(XX)」の(XX)は、該当調剤日の処方入力で使用している保険連番(数字)を表します。
- エラーによっては、年月日「(〇.〇.〇)」や年月「(〇.〇)」などエラー対象となる処方が記載されますので、該当処方の入力内容をご確認ください。

1. 処方入力

① 処方データ：【確認】同じ構成の剤で、計量混合・自家製剤加算の算定方法が調剤日により異なります。

原因：同一レセプト内の同一薬剤に対して、片方のみ加算を算定している、または異なる加算を算定している場合にエラーとなります。

対処：加算算定に誤りがないかを確認してください。算定内容に問題がなければ、本エラーは無視してください。

- 例) 1 回目の来局時：自家製剤加算を算定
2 回目の来局時：一包化指示により、自家製剤加算ではなく一包化（外来服薬支援料 2）を算定
→ 算定に問題がないので、エラーは無視して請求業務を続けてください。

② 上限額区分：保険連番(XX)の上限額区分が、処方入力時点から変更になっています。

原因：上限額のある公費（自立支援、難病など）をお持ちの場合、処方入力後に保険情報を変更すると、エラーとなる可能性があります。

対処：下記の方法で、入力を修正してください。

- ① エラーが表示された処方入力を「訂正」で呼出し、F4 患者保険（V6 は F4 患者情報）を押下。
- ② 正しい保険を選択し、保険番号から順に Enter キーで最後の項目まで送った後、保険登録を更新。
- ③ 処方入力を 1 行目から順に Enter キーで最後の行まで送った後、F8 特殊指示から公費欄を再設定して F9 更新を押下。会計を更新。

※処方内容により、会計を更新する際に同一レセプト内の別日付の処方入力が「保留」に変わることがあります。

確認メッセージ「上限管理や高額療養費の計算が変わることがあるため、調剤日以降の同一月内の処方を保留にします。再度更新してください」が表示された場合は、「保留」となった処方でも会計更新を行ってください。

③ 処方データ：同じ日に同剤が複数入力されています。

原因：同日に、**同一薬剤**が同用量・同用法で複数回入力されている場合にエラーとなります。

※このエラーを無視してオンライン請求を行うと、オンライン請求時にもエラーが発生します。

対処：以下のケースに応じて修正してください。

【ケース 1】内服薬で、同用量・同用法にて複数に分けて入力されている場合

例) 1. A錠 1錠 朝食後 10日分
2. A錠 1錠 朝食後 20日分

下記のいずれかの方法で、処方入力を修正してください。

- **同日服用**：手動または剤組換え機能(1:する)を用いて1剤にまとめてください。
- **順次服用または交互服用**：1行にまとめて入力してください。例) A錠 1錠 朝食後30日

【ケース 2】内服薬で、同用量・同用法だが、[減量・増量] や [隔日交互] の設定がある場合

例) 1. Bカプセル 1カプセル 朝食後 10日分 ※コメント：日曜日服用
2. Bカプセル 1カプセル [隔日交互] 朝食後 10日分 ※コメント：水曜日服用

順次服用または交互服用の場合は、まとめて入力してください。例) Bカプセル 1カプセル 朝食後 20日分

【ケース 3】外用薬で、同用量・同用法にて複数に分けて入力されている場合

例) 1. C軟膏 5g 1日1回塗布 ※コメント：体
2. C軟膏 5g 1日1回塗布 ※コメント：顔

下記の方法で、処方入力を修正してください。

- ① **F8 特殊指示**を押下し、片方の薬剤調製料を「0：算定しない」(外 2)に設定。
- ② **F1 用法編集**で、片方の用法名を変更して **F9 更新**を押下。

※用法名の途中に空白(スペース)を挿入するだけでも変更として認識されます。例)「1日1回塗布」→「1日1回塗布」

ワンポイント



- 頓服や注射の場合、薬剤調製料の調整は不要です。②の用法編集のみ行ってください。
- 処方日が異なる場合や、複数診療科を受付1回として入力する場合などは、①②の両方の操作が必要です。
- 容態急変による再来局(受付2回)の場合は、薬剤調製料の調整は不要です。②の用法編集のみ行ってください。

2. 会計処理

① 処方データ：調剤基本料が算定されていますが、受付回数がカウントされていません。

原因：調剤基本料が算定されているにもかかわらず、「受付回数」がカウントされていないためエラーとなります。

対処：調剤基本料を算定する場合は、会計処理→**F2 基本/薬学**→「薬学管理指導加算」画面の上部にある「受付回数カウント」のチェックを入れてください。

② 上限額管理：【確認】病院実払金の累計額が0円です。

原因：上限額のある公費（自立支援、難病など）をお持ちの場合、「病院実払金」の入力がないとエラーとなります。

対処：以下のケースに応じて修正してください。

【ケース 1】当月の病院での支払いが0円の場合

本エラーは無視してください。例) 病院受診が前月末、薬局への来局が当月の場合

【ケース 2】生活保護受給者で、薬局単独の負担金上限額が設定されている場合

本エラーは無視してください。

【ケース 3】 病院でお支払いがある場合

患者様の上限額管理票をご確認いただき、病院等でのお支払いがある場合は、会計処理→ **F1 上限額** →「負担金上限管理」画面にて「実払金」を入力してください。

図1 負担金上限管理

処方箋発行元とは異なる病院等でお支払いがある場合は、以下のいずれかの方法で入力してください。

- 処方箋発行元の実払金に合算して入力
- **F2追加**で他病院等の金額を実払金に入力

③ 処方データ：調剤管理料の加算が算定されていますが、調剤管理料が算定されていません。

原因：「**調剤管理料**」が算定されていない状態で「**調剤管理料の加算**」のみ算定されていると、エラーが発生します。

※「**調剤管理料の加算**」は、基本となる「**調剤管理料**」が算定されている場合に限り、併せて算定することができます。

対処：会計処理→ **F2 基本/薬学** →「薬学管理指導加算」画面にて、下記のいずれかの方法で対応してください。

- **調剤管理料**を算定する
- **調剤管理料**が算定できない場合は、該当する「**調剤管理料の加算**」のチェックを外す

※「**調剤管理料**」および「**調剤管理料の加算**」は、項目名の先頭に「◆」マークが表示されています。

図2 薬学管理指導加算

本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為ルールの解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールの存在」等により内容の正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。予めご了承のほどお願いいたします。



■ 本件についてのお問合先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL:092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。(ダッシュボードの「FAX 問合せ」ボタンより印刷いただけます)